

平成27年度 第1回船橋市防災会議会議録

日時：平成27年6月30日（火）午後1時30分～2時45分

場所：市役所9階 第一会議室

事務局（危機管理課 課長補佐）

本日は、お忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから平成27年度船橋市防災会議を開催いたします。

会議に先立ちまして、お知らせいたします。本日の会議は公開しております。傍聴人は1人でございます。

本日の会議は、定数44人中41人の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、船橋市防災会議運営要領第2条第2項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、船橋市防災会議の会長であります、松戸 徹船橋市長よりご挨拶を申し上げます。

会長挨拶（市長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

そして日頃から、皆様方には防災行政はもとより市政各般にわたりまして、さまざまな形でお力添えを賜っておりますことを、まず初めに深く感謝申し上げる次第でございます。

今年は、ご承知のように、阪神淡路大震災から20年、そして東日本大震災からすでに4年と4ヶ月が過ぎております。東北の方ではいまだに復興への懸命な努力が続けられており、市の方といたしましても継続的に職員を派遣し、本年度は、いわき市と石巻市に合計3名の職員を年間を通じて派遣しているところです。

阪神淡路大震災以降、特に自治体防災に対する意識というのが大きく変わり、これまでの間におきましても様々な災害が起き、私どもとしても多くの教訓を得たところでもございます。そうした中、東日本大震災は、特に高齢者の方と障害を持つ方への対応が非常にクローズアップされた震災でもありました。特に、65歳以上の高齢者の死者数が全体の6割、障害のある方の死亡率も被災住民全体の死亡率の約2倍以上となっており、これは、船橋市にとりましても大きな課題となっているわけでございます。

このような状況から、本市では、今年の3月24日に市立船橋特別支援学校で、災害時要援護者に対する対策訓練を、学校、地域、また社会福祉協議会、社会福祉施設等々いろいろな方にご参加いただき実施いたしました。

また、新聞などでも多く報道されましたが、選挙の期日前投票のシステムを避難所における要援護者や避難者の情報把握に活用するための実証実験を通信会社等と連携して実施しました。一定の成果があげられまして、私どもとしては、各自治体でも活用できるシステムということで、活用に向けて継続的に努力していきたいと思っております。

最近の災害は、地震等に加えまして局所的なゲリラ豪雨や噴火も発生し、いろいろなことに対応していかなければならない状況が生まれてきております。市として、今年の4月から行田の国家公務員体育センター跡地に、新たな防災備蓄センターを開設しましたが、自然災害への対処は、行政だけではなしえません。本日、多くの皆様方にご出席いただいておりますが、引き続き、船橋市の市民の安全と安心を確保する為

にお力添えを賜れればと思っております。

本日は、今年の船橋市総合防災訓練の実施要綱について諮問いたしますとともに、昨年度策定しました津波避難計画、業務継続計画（ＢＣＰ）につきまして、概要のご報告をさせていただきます。委員の皆様には、是非忌憚のないご意見をいただきますよう心からお願い申し上げまして日頃の御礼を兼ねてのご挨拶と代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局（危機管理課 課長補佐）

（はじめに、事務局より、異動等に伴う新委員の紹介と配布資料の確認を行いました。）

それでは、ただ今より船橋市防災会議を始めさせていただきます。

船橋市防災会議運営要領第２条第１項により、会長が議長になることが定められておりますので、会長に議事の進行をお願い致します。それでは市長お願いします。

議長（市長）

それでは、これより議事に入ります。

本日の議題は、諮問事項１件、報告事項３件でございます。

はじめに、諮問事項の議案第１号「平成２７年度船橋市総合防災訓練実施要綱（案）について」事務局より説明願います。

事務局（危機管理課長）

議案第１号「平成２７年度船橋市総合防災訓練実施要綱について」ご説明させていただきます。

お手元の議案第１号「平成２７年度船橋市総合防災訓練実施要綱（案）について」をご覧ください。

こちらは、市が実施する総合防災訓練として、災害対策基本法第８条第２項第１８号において、防災上必要な教育及び訓練に関する項目事項の規定及び船橋市地域防災計画におきまして、船橋市総合防災訓練実施要綱を定めて実施するとしておりますことから、ご審議をお願いするものでございます。

まず、１．本年度の総合防災訓練の目的でございます。災害対策基本法及び船橋市地域防災計画に基づき、本市に影響を及ぼす大地震が発生した場合や、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令、これは、東海地震を想定しております。市民、市及び防災関係機関が一体となって、迅速かつ的確な災害応急対策や相互の連絡協調体制の確立並びに市民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、災害に強い安全なまちづくりを確立することを目的に訓練を実施するものでございます。

次に、２．実施方針といたしましては、東日本大震災をはじめ過去の大震災を踏まえ、市民、市及び防災関係機関が連携し、大地震に対しての危機管理意識をいかに養っていくかということに重点を置き実施いたします。

特に、船橋市地域防災計画に定められている発災対応型訓練では、自助及び共助の力を災害初動対応の大きな柱としていくため、自らの判断で、その場にいる場所で「わが身を守る行動」を身につけることを目的とした「船橋市いっせい行動訓練（シェイクアウト訓練）」を昨年度に引き続き実施いたします。

また、昨年度に続き災害時要援護者（要配慮者）に対し、地域が協力して支援を行う「災害時要援護者安否確認訓練」、また、大規模災害時に公的支援が機能するまで

の間、行政だけの対応には限界があり、「自助」と地域の「共助」の力を災害発生時の初動の大きな柱とすることが必要であることから、市立小学校と併せて初めて中学校も訓練会場として、「避難所運営訓練」を実施いたします。小学校では、昨年同様、各町会・自治会の代表者の方を中心に、静岡県が避難所運営を考えるため開発した避難所運営ゲームを用いて、実践に即した形式で行う図上訓練を実施いたします。また、初めて訓練会場となる中学校では、防災備蓄品の組み立て訓練に生徒も参加して実施いたします。

さらに、各関係機関との情報収集伝達を主体とした「帰宅困難者対策訓練」も実施します。

市においては、災害対策本部を設置し、各部局の所管任務である情報収集から本部長の意思決定に至るまでの運営訓練と災害時の情報収集を含めた無線通信訓練を実施いたします。

また、応急体制の確立を図るため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、柔道整復師会、災害医療協力病院等のご協力をいただき災害医療対策本部の設置・運営訓練、応急救護所設置・運営訓練、応急医療救護体制訓練も併せて実施いたします。

予知対応型訓練は、各関係機関のご協力のもと災害時の情報収集伝達手段である防災MCA無線による、情報伝達訓練を実施いたします。

なお、津波避難訓練につきましては、総合防災訓練の中では実施しませんが、地域特性やその重要性から、日頃からの啓発が大事だと考えております。自主防災組織や町会・自治会、学校、事業所等からの要請に基づき、実施する地区の防災訓練の中で随時実施してまいります。

次に3. 訓練体系でございます。ここで示しております(1)の発災対応型訓練と応急対策訓練は市と市民、関係機関等が連携して実施するもので、(2)予知対応型訓練は各関係機関との情報伝達を主として実施するものです。また、(3)津波避難訓練は、地区防災訓練として各地域と調整を行いながら実施するものとし、大きく3つに体系づけを行い本要綱の目的に沿うものとしております。

次に、4. 発災対応型訓練の概略といたしまして

(1) 訓練日時は、平成27年8月30日(日曜日)午前9時より12時までといたします。

(2) 訓練想定は、平成22年度に行った防災アセスメント調査で示された想定である、東京湾北部地震として、8月30日(日曜日)9時に震度「6強」の揺れを観測したという想定で行います。

(3) 各訓練項目については、3. 訓練体系で示されております各種訓練を細分化し、時系列ごとに訓練内容を示させていただいたものでございます。

①いっせい行動訓練(シェイクアウト訓練)については、昨年度から実施しており、参加表明者が、事業所や自宅等それぞれの場所で、自己確知により身を守る3つの安全行動を行う訓練です。昨年度は、10万人の登録を目標としておりましたが、約13万人の登録をいただき訓練を行うことができました。本日も、今年度のシェイクアウト訓練のチラシを資料の中に入れていただいております。ご覧いただきまして、各関係機関におきましては、訓練への積極的な参加表明と事前の登録にご協力をお願いいたします。

②災害対策本部設置／運営訓練については、市役所本庁舎を会場に市職員が訓練を実施するものです。

③-1、避難所運営訓練については、市内の小学校・中学校等を会場に、町会・自

治会、消防団員、学校関係職員と市職員が参加して訓練を実施するものです。中学校につきましては生徒も参加することになります。

④災害時要援護者（要配慮者）安否確認訓練については、災害時要援護者の支援者となる町会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員等が、安心登録カード登録者名簿などを活用して、災害時要援護者（要配慮者）を直接訪問し、安否確認を行うもので、選択訓練として実施するものでございます。

⑤帰宅困難者対策訓練については、各関係機関と市との間で防災MCA無線やFAX等を用いて、情報収集伝達訓練を実施するものでございます。

⑥応急救護所設置／運営訓練については、市内の小学校等の保健室を会場に、医療5団体、養護教諭が参加して訓練を実施するものでございます。

⑦災害医療対策本部/運営訓練につきましては、消防指令センターを会場に、医療対策本部員、災害医療協力病院、医療センター、市職員が参加して図上訓練を実施するものでございます。

⑧応急医療救護体制訓練につきましては、災害医療協力病院、医療センター、消防局等が参加して情報伝達訓練を実施し、医療センターにおいて受け入れ訓練を行うものでございます。

その他として、⑨消防局・消防団警防本部設置／運営訓練と⑩消防局・署隊本部設置／運営訓練について、消防局が中心となって訓練を実施いたします。

次に5．予知対応型訓練の概略といたしまして、

（1）訓練日時は、平成27年9月7日（月曜日）午前8時30分から9時30分まで行う予定でございます。

（2）訓練想定は、「東海地震警戒宣言」の発表を想定したものです。

（3）訓練内容は、災害時に情報収集を迅速的確に行うことを目的とし、関係機関及びライフライン各事業所の方々にご協力を得て、危機管理課職員を中心として、防災MCA無線による通信訓練、予知情報伝達訓練を実施いたします。

次に、6．津波避難訓練につきましては、地区防災訓練の中で、情報収集訓練、広報訓練、避難誘導訓練等を別途実施いたします。

最後に、7．訓練参加機関につきましては、昨年度と同様に「自助」「共助」の力を初動体制の大きな柱とするため、市民の方々と共に行う訓練とし、メインとなる訓練会場を設けず、記載させていただいた機関の方々との実施となります。

また、昨年度に引き続き各小学校では、避難所運営訓練と避難所運営ゲームを用いた避難所運営の図上訓練を実施することから、災害ボランティア団体の皆様にもご協力いただく予定です。

各訓練の詳細につきましては、説明は省略いたしますが、後でお目通し頂ければと思います。

なお、今回ご協力をいただいていない機関の方々にも、大規模災害発生の際には本市の防災体制に、ご協力をいただきますようお願いいたします。以上でございます。

議長（市長）

ただ今、説明のありましたことにつきまして、各委員の皆様方からのご意見等がございましたらお願いします。

なお、ご発言に際しては、挙手をしていただき、お名前と団体名をお願いしたいと思います。

千葉県水道局（生巢委員）

水道局の船橋水道事務所の生巢と申します。私は、2011年の東日本大震災のときに浦安地区を担当していたのですが、こういった大地震が起きると、まず最初に現場に行くのに道路が混んでしまい行けません。他にトイレなども実際には必要となってきます。また、工事をするにも移動するにもガソリンが不足してしまうと、現場にも行けないですし、建設資機材を動かすこともできません。ですから、訓練の中ではなかなか難しいと思うんですけども、こういったことも考慮いただければと思います。以上です。

事務局（課長）

ガソリン等の問題につきましては、石油協同組合などと災害時の協定を結んでおり、燃料の確保に努めております。

山崎副市長

実際に3・11のとき、緊急車両は優先的にガソリンを供給してもらえたんですが、その他の公用車は手配が難しかったという話がありました。このような教訓を踏まえ、消防局の方で災害対策用として給油取扱所を整備しております。万全というのはないんでしょうが、逐次対応していきたいと思っております。では、消防局長、細かい説明をお願いします。

消防局長

昨年5月に、東日本大震災の状況を受けまして、ガソリン20キロリットル、軽油10キロリットル備蓄をしております。場所は、北消防署の小室出張所内で自家給油取扱所という形で整備しております。緊急時は、消防車両、福祉車両への給油が重点となりますが、臨機応変に対応させていただきたいと思っております。以上です。

議長（市長）

他に何かご意見等ございましたらお願いします。
他にないようですので、「平成27年度船橋市総合防災訓練実施要綱（案）について」採決に移ります。
それでは、本案のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手）
ありがとうございます。挙手全員でありますので、本案は承認されました。
なお、事務局からの説明もございましたけれども、シェイクアウト訓練は、昨年多くの方にご登録をいただきました。市としては、当日の訓練を求めたのですが、登録することでの防災の意識が高まるという効果も兼ねてやっておりますので、委員の皆様方には、いろいろな方に再度お声をかけていただければと思いますので、よろしくをお願いします。
次に、報告事項に移ります。報告事項（1）について、事務局より説明願います。

事務局（危機管理課長）

次に、昨年度より策定を進めておりました「津波避難計画」が完成いたしましたので、ご報告させていただきます。
お手元の資料1「船橋市津波避難計画（概要版）」をご覧ください。まず、本計画に

つきましては、現時点で本市域へ最も影響があるとされている内閣府で予測いたしました南海トラフ巨大地震に伴う津波浸水予測によるものでございます。津波警報発表の直後から津波が収束するまでの間、もしくは地震発生による津波の恐れがないことが確認されるまでの間の災害時及び平常時の市や市民等の役割を記した、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画となっております。

次に、津波避難計画による目標となる避難行動の基本的な考えでございますが、まず、津波発生時には、直ぐに、可能な限り、遠方を目指すことを基本として、「あせらず、まよわず、まずは避難目標地点へ!」、「そして更に遠くの高い場所へ!」避難することを行動目標としております。

また、避難が困難な方や余裕がない方に求める垂直避難や、津波一時避難施設、こちらは現在、市内9施設で概ね14号線以南の地域で3階以上または9m以上の施設で強固な建物を指定しております。そこへの避難方法、現実的な選択肢を含めて行動を示しております。

さらに、身体・生命を守ることを第一に、市の責務であります情報発信や広報及び関係機関との連携による避難誘導などの活動について、その概要を示しております。

次に、津波避難対象地域の設定については、津波浸水予測区域にかかる町丁目を単位としておりますが、津波浸水予測区域は、内閣府の南海トラフ巨大地震に伴う想定条件に基づく予測結果に過ぎず、それ以上に拡大する可能性もあることから、より安全を確保するため東日本大震災において本市でも液状化被害が顕著であった沿岸部の埋め立て地域も対象に加えております。

また、地域住民をはじめ避難対象地域の方々に、具体的に避難行動の検証及び避難浸水想定地域の周知啓発を図る目的から、対象地域の町丁目を単位として避難目標の設定、①京葉道路まで ②JR総武線まで ③として①の北の方向にある宮本小学校の避難所・高台を避難方法の基本的なパターンとして、避難路、避難先施設などを掲載する「船橋市津波避難マップ」を本計画の別冊として作成し、配布させていただきます。この津波避難マップは、この浸水区域を28の区域に分けて、それぞれの状況に北の方に避難誘導できるように指示をしたものでございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

また、津波に対する教育・啓発として、市が実施している出前講座や避難対象地域の住民の方、事業者等を対象にした住民説明等を通じて、わかりやすく知識の普及、啓発に努め、自助、共助による自立した避難行動の醸成を図る取り組みを進めてまいりたいと思っております。

なお、本計画につきましては、今後、市のホームページ及び広報ふなばしにて公表させていただく予定でございます。以上でございます。

議長（市長）

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。よろしければ、次に、報告事項(2)について、事務局より説明願います。

事務局（危機管理課長）

次に、報告事項(2)について、ご説明させていただきます。昨年度より策定を進めておりました「船橋市業務継続計画（BCP）」が完成いたしましたので、ご報告させていただきます。

お手元の資料2「船橋市業務継続計画（BCP）【地震編】第1版の作成について（概要）」をご覧ください。計画策定の趣旨でございますが、市では、市民の生命・身体及び財産を災害から守るとともに、その被害を軽減することを目的として地域防災計画を定め予防から応急対策・復旧復興までの対策に取り組んでおります。大規模地震により、行政の機能低下や職員の参集困難となる状況も想定され、業務を実施する為に必要な資源の準備や対応方針を定める船橋市業務継続計画（BCP）地震編を作成いたしました。

次に、業務継続計画と地域防災計画の位置付けでございますが、地域防災計画は、災害対策基本法に基づき市防災会議が策定する法定計画であり、市、防災関係機関、事業者、市民が取り組むべき事項を定めた総合的な計画である一方、業務継続計画は、地域防災計画で定められた応急対策業務と優先度の高い復旧・復興業務、優先度の高い通常業務を合わせた災害時優先業務の実施において、資源の確保や対応策を定めた計画でございます。

3. 前提とする地震と被害の想定でございますが、本市に最も大きな被害が予測されている東京湾北部地震を想定地震とし、地域防災計画と同様としております。

業務継続計画の対象とする優先業務は、大規模地震の発生で生じる「災害対応業務」と、大規模地震の発生時においても継続または早期に再開すべき「優先度の高い通常業務」として位置付けをしております。災害時優先業務は災害対応業務と優先度の高い通常業務がプラスされるものでございます。

その中で、本市における優先業務につきましては、応急対策業務、復旧・復興業務及び通常業務を合わせた3,372業務の中から、災害時優先業務として1,323業務、休止する通常業務として2,000業務以上の業務を選定しました。

なお、その中で休止する通常業務であっても、実際の現場において、また状況に応じて個別の事案ごとに緊急性を検討し、必要と認められるものは実施することとなります。

また、災害時優先業務を実施するに当たり、人的・物的資源の分析を行いました。

まず人的資源ということで、夜間・休日等に市内で震度5強以上の地震が発生した場合や東京湾内湾に津波警報が発令された場合、東海地震予知情報が発表された場合に、職員が自分の居住地からあらかじめ指定された職場、参集場所に到着するまでの見込時間を全職員に調査しております。調査の結果、発災後、3時間では約42%の職員等が勤務場所に参集、12時間後には約67%、1日経ちますと約70%の職員の参集が予想されることになりました。

次に物的資源ということで、本庁舎及び設備でございますが、本庁舎の建物は、昭和57年10月に新耐震基準により竣工されており、耐震性については確保されております。エレベータ等は、地震管制装置により、安全に停止し、閉じ込め事故を防止できるような体制となっております。

また、地震による電力の途絶に備えまして、電気が復旧するまでの間の非常用発電設備を整備しており、最大で72時間対応できるようになっております。

その他、通信や公用車両等について現状、課題及び検討策を分析しております。

次に、今後の取り組みでございますが、業務継続計画の策定に当たり、業務の実施に必要な資源の現状と課題、対応策の検討を行ったことにより、課題が明らかになってきました。その項目や手順が有効かどうかを検証し、①計画（Plan）②実施・実行（Do）③点検・評価（Check）④処置・改善（Action）のPDCAといわれているサイクルを繰り返すことにより課題や不足しているところを継続的に

改善してまいります。以上でございます。

議長（市長）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等があればお願いいたします。
よろしいでしょうか。

船橋市赤十字奉仕団（稲葉委員）

ただ今、素晴らしい船橋市の防災計画、長年に渡って研究し、そして大きな震災のあと、きちんとした計画が示されました。ただこれを市民にどのように徹底して周知していくのか。市民が知るだけでなく自分のものにできるようにならなければならない。62万の市民に徹底させなければ実際には絵に描いたもちになってしまうわけですから、船橋市としてはどのように取り組んでいくのかお聞きしたいと思います。

事務局（危機管理課長）

市としては、市のホームページや広報紙、出前講座や地域に出向いての防災指導等の時など様々な機会を捉えて説明を行い、理解を深めていただくよう努めていきたいと思っています。

船橋市赤十字奉仕団（稲葉委員）

ちょっと納得できません。例えば、危機管理課と消防局が直接出向いて、講習や講座とかいろんな手段を講じて解らせていくというんですけれども、そういうところを目標にもっと市は研究性を持ってやっていただきたい。実際に起こったときに市民ができるように、市民に徹底して周知することは非常に大切だと思います。

今いろいろなところで災害が起こっておりますが、ひとりの被災者も出なかったというところの話を聞きますと、やはり日頃の訓練が役に立ったと報じられています。ですから、日頃の訓練の成否によって決まるのではないかと思います。

船橋に住んでよかったと思えるよう、計画を策定した後の取り組みを徹底していただきたいと市長にお願いしておきたい。

議長（市長）

本日、市で策定した計画についてお知らせをさせていただきました。62万人の市民に対してどれくらい徹底できるかというのは、稲葉委員がおっしゃるように非常に難しい課題になっており、一遍に市民の方に効果が得られる方法というのはなかなか難しいと思います。

自治会連合協議会の防災部会を含めて、防災の出前講座等を通じて、各地域や各団体の方々に徹底して説明に上がらせていただきたいと思っています。その際には各委員さん方にはお力添えをいただければと思っております。非常に難しい課題ではありますが、引き続き努力してまいりたいと思っています。

他にいかがでしょうか。

船橋市自治会連合協議会（本木委員）

B C Pの災害時の職員体制ですが、資料2の2ページ目に、職員の参集状況の率が記載されています。例えば一日経って69.5%となっていますが、あとの30.5%というのはどういう風に考えればよろしいのでしょうか。

地域で体制をとる場合、当然、避難所の近くに住んでいる職員が避難所に駆けつけてきますよね。そうするとそういう人たちがこちらのBCPで言っているところには入らないのか。それとも、それも含めてその数字になるのか。いかがでしょうか。

事務局（危機管理課長）

この分析につきましては、職場非常参集職員ということになっておりますので、避難所に向かう非常参集職員は、この数字の中には入っておりません。

船橋市自治会連合協議会（本木委員）

避難所の方へ行く職員というのは、全職員の中の何%くらいが避難所に行って、この対象になっているのは、全職員の何%くらいなのでしょう。

事務局

この参集率は、国や県の指針で、発災直後にいろんな混乱だとか負傷者なども含めて参集率を出すという考え方がありまして、その部分も踏まえてこの率となっております。

各避難所に対しては、1施設あたり4名から6名程度の非常参集職員を配置しておりますので、その人数掛ける施設数ということで、750名程度になります。

船橋市自治会連合協議会（本木委員）

私どもは地域で対策本部を作らなくてはならないので、職員や学校の職員がどのくらい来るのか。そして、その地域の何%くらいが被災して避難してくるのかというのは非常に重要な部分になってくると思うんです。

ひとつ確認しておきたいのは、被災して避難所に避難してくる想定というのは、当該避難区域の中の何%くらいを想定しているのですか。

事務局（危機管理課長）

現在の想定では、おおよそ62万人のうち、本市において、最も被害が予測される東京湾北部地震が起きた場合、最大で20万人を超える避難者が発生すると想定されております。

議長（市長）

よろしいですか。これは大事なことであり、事務局の方で改めてご説明させていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

NTT東日本一南関東（境委員）

今日初めて参加をさせていただいておりまして、通信を担当している立場から発言させていただければと思います。先ほど避難所の話も出ましたが、私どもは、東日本大震災のときに非常に大きな教訓を得まして、想像を絶する状況の中で、避難所に通信の手段を届けるということが非常に滞ったという苦い経験がありました。

今日、津波対策の資料を見ましたが、何か大きな災害がある前に、例えば、特設公衆電話を事前に配布しておいて、ぐらっと揺れたら、避難所で差し込むとすぐに電話が使えて、無料で市民の方に使っていただけるようになるとか、光回線を配備しておけば、市やいろんなところからの情報を市民の皆様がインターネットを通じて

情報を知る、あるいはツイッターで発信することができるので、そのような環境を整えていかなければならないと考えています。

私どもも自治体の皆様と協力して環境整備を進めているところです。危機管理課の方とも今相談をさせていただいておりますが、インフラの整備の面でもまた協力をさせていただいて、次年度の会議に向けて少し検討していただければと思います。

事務局（危機管理課長）

先日前話をいただきまして、今、関係部局の方で公衆電話の回線がどこまできているのか等を確認させていただきながら、調整をとらせていただきたいと思います。

千葉県水道局（生巢委員）

避難所にWi-Fiとかが使える施設があれば、電話線を差し込まなくても通信機器が使えるので、できればWi-Fiを使えるようにしていただければと思います。

事務局（危機管理課長）

その辺もいろいろなところから今情報がきておりますので、調整をさせていただきながら検討してまいりたいと思っております。

議長（市長）

他にいかかでしょうか。

ないようですので、最後に、報告事項（3）について、事務局より説明願います。

事務局（危機管理課長）

報告事項（3）「船橋市の主な事業内容について」でございます。

まず1. 平成26年度の主な事業内容でございます。先ほど報告事項（1）としてご報告させていただきました「津波避難計画」の策定。次に、行田2丁目の国家公務員船橋体育センター跡地に昨年度から整備しておりました災害時には物資の集積・搬送拠点となります「防災備蓄センター」が完成しまして、本年4月より運用を開始しております。

次に、災害時の飲料水の確保でございますが、飲料水や生活用水を確保するため、新たに船橋小学校、市場小学校、七林小学校、古和釜小学校の4校に防災用井戸を設置し、これにより設置箇所は、27箇所になりました。

次に、自主防災組織の代表者からなる協議会を昨年度は、モデル地区として東部地区で設立されました。

また、自主防災組織への補助対象を町会・自治会に属していないマンション管理組合まで拡大し、地域の災害対応能力の向上や自主防災組織の結成促進を図ってまいりました。

次に、防災女性モニターの設置でございます。女性の視点からの意見を市の防災計画や防災対策に反映させるため、様々な分野で活躍されている方を防災女性モニターとして委嘱し、船橋の防災について検討いただきました。

次に、災害時要援護者（要配慮者）の避難支援について、市、学校、地域、社会福祉施設、関係機関・団体等が連携して対策が取れるよう、3月24日に市立船橋特別支援学校高根台校舎において災害時要援護者対策訓練を実施いたしました。参加機関

18機関、参加人数は313名でした。

次に、先ほどやはり報告させていただきました「船橋市業務継続計画（BCP）【地震編】」を策定いたしました。

次に平成27年度の主な事業内容でございますが。

まずは、「津波避難計画」の実効性を高めるため、津波避難誘導看板を設置してまいります。今年度は避難の際に効果が見込まれる主要地点に先行して避難誘導看板を設置してまいります。また、それを補助する看板を計画的に整備してまいります。

次に、総務省の周波数再編アクションプランに基づきまして、防災行政無線（固定系）のデジタル化を本年度27年度より31年度までの間、5カ年で行ってまいります。今年度は、デジタル化に向けた、調査・設計を行ってまいります。

次に、新たに避難所の指定に向け、東邦大学等と協議をしておりますが、食料や飲料水等の災害用備蓄品を整備してまいります。また引き続き、小学校や中学校の防災倉庫の備蓄品の更新をしてまいります。

次に、昨年度設置いたしました防災女性モニターの意見等を踏まえ、乳幼児用の粉ミルクや離乳食等の備蓄を拡充するとともに、子育て世帯に向けた防災ハンドブックを作成し、女性の視点を活かした防災対策をさらに推進してまいります。なお、防災ハンドブックの作成については、「防災女性モニター」の皆さまのご意見をいただきながら進めていく予定になっております。

次に、毎年8月の総合防災訓練の中で実施しております災害対策本部設置・運営訓練に加え、参加対象者を拡大し、新たに警察・自衛隊・消防等との連携を考慮した災害対策本部図上訓練を実施する予定でございます。実施予定日は、11月19日（木曜日）を予定しております。

次に、昨年度、東部地区に設立されました自主防災組織の代表者の方からなる協議会の設立につきまして、残り4地区に働きかけを行い、地域の災害対応能力の向上や自主防災組織の結成促進を図ってまいります。

最後に、災害対策基本法の改正等に伴う「船橋市地域防災計画」の一部修正につきまして、庁内や関係団体等と調整後、防災会議を開催し審議していただく予定でございます。防災会議の開催等詳細につきましては、別途ご連絡させていただきます。以上でございます。

議長（市長）

ただいまの説明について、何かご質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様にはお忙しい中、ご審議を頂きまして、誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願い致します。

事務局（危機管理課 課長補佐）

ご審議ありがとうございました。以上をもちまして船橋市防災会議を終了いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。これをもちまして散会いたします。